

# 都城市営墓地施工ガイドライン

このガイドラインは、都城市墓地条例（平成 18 年条例第 152 号。以下「条例」という。）別表第 1 に定める墓地（以下「市営墓地」という。）において、市営墓地の秩序確保のため、工事を行う際に、使用者、工事施行者及び関係者が遵守しなければならない事項について、条例及び都城市墓地条例施行規則（平成 18 年規則第 143 号。以下「規則」という。）を補足するものとして定めるものである。

墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「墓埋法」という。）、条例、規則及び本ガイドラインを守らず、都城市営墓地管理者（以下「環境政策課」という。）の指示に従わないときは、理由書等の提出を求め、指示、行政指導等を行う場合があります。

## 第 1 条 総則

- 1 使用者は、施工に当たり、条例及び規則に定める様式にて環境政策課へ申請を行い、市長の許可を得なければならない。
- 2 使用者及び工事施行者が、工事を行う際は、墓参者の安全と供養行為への配慮に最大限努めなければならない。

## 第 2 条 定義

規則及び本ガイドラインで定める用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 使用者 条例第 5 条の規定に基づき、市営墓地の使用許可を受け、使用権を得た者、条例第 13 条第 1 号の規定に基づき譲渡を受けた者及び第 14 条の規定に基づき使用権の承継を受けた者をいう。
- (2) 工事施行者 使用者の指示、契約等により工事等を行うものをいう。
- (3) 使用区画 使用者が条例第 5 条の規定に基づき使用許可を受けた、墳墓を設けるための区画のことをいう。
- (4) 墓碑の高さ 隣接する通路面から使用区画内に建立している墓石に故人名、戒名や故人を表す印象的な言葉が刻まれた参拝対象の石塔の頂点までの高さをいう。
- (5) 囲障の高さ 隣接する通路面から使用区画内に設けた塀・柵などの構築物の上面までの高さをいう。
- (6) 基礎の高さ 隣接する通路面から使用区画内に設置している階段を含め、敷石までの高さをいう。
- (7) 門柱の高さ 隣接する通路面から使用区画内で参拝するための入口付近に設置している構築物の頂点までの高さをいう。
- (8) 土留壁 墓石建立の際に、土を充填し、その土が通路等、使用区画外へ流出しないように防ぐための壁のことをいう。

### 第3条 工事許可申請と許可

1 使用者が使用区画内の工事を行う際は、工事開始日の前日（土日祝の場合は、その前の平日）までに「工事許可申請書」に次項（次項第1号を除く。）に定める必要書類を添付の上、環境政策課へ提出し、「工事許可書」にて許可を得なければならない。工事施行者は、使用者が「工事許可書」の交付を受けた後でなければ、施工してはならない。

#### 2 墓地区画工事許可申請

(1) 工事許可申請書(規則：様式第5号)

(2) 工事施行に係る誓約書(墓地使用者)(規則：様式第5号の2)

(3) 工事施行に係る誓約書(工事施行者)(規則：様式第5号の3)

※使用者が墓石業者等使用者以外の者に依頼して施工する場合は必要。

(4) 平面図、立面図又は現況写真等

※規則で制限がある部分については、必ず寸法を「m」メートル表記すること。

ただし、撤去工事の際は、平面図及び立面図の添付は、不要とする。

※清掃等の軽微な工事以外は、施工前後を確認する必要があるため、必ず写真を添付すること。

※現場写真の留意事項については、次のとおりとする。

(ア) 現場写真は、当該墓石の正面、側面及び後面を撮影し、添付すること。なお、撮影の際は、可能な限り工事を施工する区画の周辺の状況も確認できるように撮影すること。

(イ) 施工する区画にある構築物と、隣接している区画の構築物が接している場合は、互いの構築物が接している面(正面、後面、側面など)の写真を添付すること。

(ウ) 現場写真は、89mm×127mm以上の大きさのものを添付すること(カラープリンター等で印刷したものも可)。

(エ) 写真は、カラーとする(白黒、モノクロ印刷は、不可)。

(オ) 写真は、現場の状況が判断できるものとする(手振れ、ピン트에注意)。

(カ) 上記に掲げるもののほか、工事許可に必要と思料される現場写真がある場合は、添付すること。

(5) 区画に隣接する通路を工事する場合は、通路工事届(任意様式)

(6) 建立した墓石に施工者シールを貼付する場合は、誓約書(規則：様式第6号の2)

#### 3 工事許可申請の例外

次に定めるものについては、工事許可申請書の提出は、特に求めないものとする。

(1) 故人名等を銘碑に刻むなどの作業で、銘碑等を一時的に市営墓地外へ搬出して行うもの。

(2) 墓石の改修、修繕等を実施するに当たり、大型の機材等を使用しないもので、車両等を通常車両の進入を禁止している場所へ乗り入れないもの。

(3) その他、使用区画の維持管理に当たって、短時間かつ大型の機材もしくは車

両等を使用せず、他の墓参者及び当該使用区画以外の区画への影響が軽微なもの。

#### 第4条 工事完了届

- 1 使用者は、工事を完了した際は、工事完了後 14 日以内に「工事完了届」に次項（次項第 1 号を除く。）に定める必要書類を添付の上、環境政策課へ提出しなければならない。なお、工事許可申請の際に平面図及び立面図を添付した場合は、メジャー等を用い、長さ、高さ等が図面と相違ないことを証明する写真を添付すること。
- 2 工事完了後に提出する書類
  - (1) 工事完了届（規則：様式第 7 号）
  - (2) 工事写真（施工前、掘削状況、施工完了後の竣工墓碑前景及び建立者名部分）※工事写真の注意事項については、第 3 条 2 項第 4 号と同様とする。

#### 第5条 墓地使用权返還届

使用者は、撤去工事に伴い墓地使用权を返還する場合は、撤去後の手続きについて、速やかに環境政策課に相談すること。

#### 第6条 工事車両及び重機の取扱い

使用者及び工事施工者は、次に掲げる工事車両及び重機の取扱いに関する事項を遵守しなければならない。

- (1) 市営墓地敷地内及びその周辺での工事車両、建設機械等の運転においては、周辺状況や現場条件を確認し、墓参者及び通行人等第三者の安全を確保し、十分注意して作業を実施すること。
- (2) 建設機械等のオペレーターに対しては、機械の取扱説明書等を遵守した操作方法について、十分な教育を行い、適切な作業の実施を徹底すること。
- (3) 建設機械の転倒や人との接触の恐れのある作業においては、作業実施前に作業員に対し、転倒、接触等を防止するために必要な作業手順を周知徹底すること。
- (4) 墓地内の法肩等危険な場所での建設機械作業や、人と建設機械との共同作業となる場合には、誘導員を適切に配置するとともに、誘導方法、合図等を確認し、オペレーターと誘導員が連携した安全作業の実施を徹底すること。
- (5) 市営墓地敷地内に工事車両を駐停車する場合は、墓参者等第三者の通路を確保し、通路の支障とならない場所に駐停車すること。
- (6) 市営墓地敷地内での工事作業工程に関することは、工事施工者間において十分な連絡調整を実施すること。
- (7) 市営墓地敷地内での工事を実施する場合には、工事看板を設置すること。  
また、工事看板、工事車両、建設機械等に業者名及び連絡先を必ず明記すること。
- (8) 工事に係る資機材等は、その場を離れる場合は持ち帰るか、墓参者等第三者へ支障が無いよう作業区画内に配置する等配慮すること。

## 第7条 墓碑等の建立制限

使用者は、次に掲げる墓石等の建立・設置に関する事項を遵守しなければならない（別紙1参照）。

- (1) 上屋類、板塀及び竹垣等の施設を設置してはならないこと。
- (2) 敷石については、使用区画内に限るものとし、使用区画の境界より外側に支障を及ぼさないようにすること。
- (3) 墓碑等は、規則別表第1に定めるとおりにすること。
- (4) 墓石等の建立範囲は、境界内とし、使用許可面積を超えた建立を行わないこと。
- (5) 墓石の新設及び全体改修時は、隣接区画に影響が無いよう地中に土留壁を設置した後、墓石を設置すること。

## 第8条 施工上の留意点

使用者及び工事施行者は、次に掲げる施工に関する事項を遵守しなければならない。

- (1) 施工に当たっては、墓所の設置位置や面積を確認し、隣接区画への越境、使用許可面積の超過、使用区画の取違いが無いように注意すること。
- (2) 市営墓地敷地内の水道水は墓参者用であるため、工事用水として使用する場合は、水道料を支払うこと。
- (3) 市営墓地敷地内の水汲み場では、作業に使用した器具等を洗浄しないこと。
- (4) 工事用の土砂や石材等を通路に放置しないこと。また、残土・砂等及び伐採（剪定）した樹木等は、直ちに墓地外へ搬出し、適正に処分すること。（市営墓地内のゴミ置き場には捨てないこと。）
- (5) コンクリート及びモルタルを練る場合は、必ずトロ船・コンクリートパネル（コンパネ）等を敷き、直接アスファルトの上では行わないこと。
- (6) 粉塵の出る作業や飛散する可能性がある材料を使用する際は必ず付近の墓所の養生（ブルーシートで覆う等）をし、作業終了後は点検及び清掃を行うこと。
- (7) 現地彫りを行う際は、周囲の安全を確保し、作業を行うこと。
- (8) 撤去工事を行う場合は、基礎を含め既存施設を全て撤去し、埋蔵されている遺骨を全て収集の上、隣接している通路面と同じ高さまで土砂を埋戻しすることとし、通路に土砂が流出しないよう更地の状態にすること。なお、コンクリートで強固にされているものや、隣の区画に付着しているもの、鉄筋基礎があるものについては、カッター等の器具を使用するなどして取り除くこと。  
なお、境界ブロック等、市が設置したものについては残すものとする。
- (9) 施工の際、地中から構造物が発見された場合は、作業を一旦保留し、所定の報告書様式（別紙2）に写真を添付し、窓口又はメールで環境政策課に報告すること。なお、構造物の処理については、環境政策課職員（以下「職員」という。）と協議し、決定するものとする。内容の確認及び検討には2週間程度（土日祝除く。）を要する。
- (10) 作業員の服装、行動、言動等は、墓参者に不快感を与えないよう留意すること。

- (11) 工事現場での業者間のトラブル等は、必ず業者間で協議の上、解決すること。
- (12) 工事現場では、必ず工事許可書を所持し、下請等に依頼する場合も、同様とすること。
- (13) 職員による現地確認の必要性が発生した場合及び環境政策課への問合せが必要となった場合は、職員の現地確認及び回答には日数を要するため、職員の現地確認及び回答に必要な期間について了承した上で、十分な工事期間を設定すること。
- (14) 現地確認の必要がある場合は、所定の報告書様式（別紙２）に記入の上、窓口又はメールで環境政策課に依頼すること。なお、職員の現地確認は、依頼を受けてから実施し、現地確認により職員からの連絡が必要な場合を含め、回答には２週間程度（土日祝除く。）を要する。
- (15) 施工に当たっては、他の墓碑や施設等に損傷を及ぼさないよう十分な措置を行うこと。工事に際し、隣接する区画の構造物等を破損又は汚損した場合は、所定の報告書様式（別紙２）に写真を添付し、事故翌日（土日祝の場合は、その翌日）までに、環境政策課へ提出するものとする。上記の報告に対し、職員が被害者である区画使用者（以下「被害者」という。）へ確認し、連絡先の情報提供が可能となった場合は、加害者は、被害者と協議し、誓約書に基づき修繕を実施すること。上記の報告に対し、職員が被害者について、連絡先不明との回答をした場合及び被害者が連絡先の情報提供を拒否した場合は、加害者は、誓約書に基づき修繕を実施すること。なお、確認作業及び回答には、２週間程度（土日祝除く。）を要する。
- (16) 工事等により、使用者同士の協議が必要な場合に、連絡先が不明等の場合は、環境政策課から対象使用者へ連絡するものとし、その後は、原則対象使用者から工事申請した使用者へ連絡するものとする。なお、この場合の確認作業には、２週間程度（土日祝除く。）を要する。

## 第9条 隣接区画に関する施工の取決め

- 1 使用者及び工事施行者は、隣接区画に土留壁がないことが確認された場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、職員が隣接区画使用者と連絡を行うには、２週間程度（土日祝除く。）を要するので、その期間を考慮して工事期間を設定すること。
  - (1) 必ず環境政策課へ所定の報告書様式（別紙２）に写真を添付し、窓口又はメールで報告すること。
  - (2) 撤去する区画の土留壁は、現状を維持すること。
  - (3) 工事許可申請を行う際に、工事申請者が提出している「工事施行に係る誓約書」を基に隣接区画使用者と協議を行うこと。
- 2 環境政策課は、前項第1号の連絡を受けてから、２週間以内（土日祝除く。）に現地確認するものとする。

- 3 使用者及び工事施行者は、新設、改修等で工事を実施する際には、区画境界から 1 c m以上隙間を開けなければならない。また、隣接区画にコンクリート、モルタル等を付着させてはならない。
- 4 使用者及び工事施行者が、新設及び撤去時に隣接区画の補修等に係る問題に対応する場合も前 3 項と同様とする。

#### 第 10 条 通路を施工する際の条件等

- 1 環境政策課が、使用者又は工事施行者に対し、通路の施工を認める場合は、次のいずれにも該当するときとする。
  - (1) 施工理由が雨水対策であること（雨による水溜りの影響を軽減することを目的に行うもの。）。
  - (2) 施工範囲は、使用区画に隣接する通路のみであること。
- 2 使用者又は工事施行者が通路を施工する際は、次の仕様を遵守しなければならない（別紙 3 参照）。
  - (1) 通路舗装の高さは、隣接する未舗装通路面から 1 c mまでの高さとし、隣接する通路と段差が生じないように施工すること。
  - (2) 隣接する通路が既に舗装されている場合は、その高さに合わせること。
  - (3) 通路幅の 2 分の 1（排水幅 1 c m以上開けること。）以内及び使用区画幅の範囲内とすること。
  - (4) 通路の排水勾配は、通路側中央側とすること。
  - (5) 施工材質は、コンクリート又はモルタルによること。
- 3 使用者又は工事施行者が通路を施工する際は、墓参者の通行及び業者の資機材運搬等に影響が無いように施工しなければならない。
- 4 使用者又は工事施行者が、前 3 項に違反した場合は、工事のやり直し又は違反部分の撤去を求めるものとする。

#### 第 11 条 使用者情報等の取扱い

市が管理する墓地使用者情報等の開示請求は、都城市情報公開条例（平成 18 年条例第 28 号）、都城市情報公開条例施行規則（平成 18 年規則第 29 号）及び都城市情報公開条例事務取扱要領（平成 17 年度告示第 10 号）に基づき取扱うものとする。

#### 第 12 条 区画図面の請求等

- 1 使用者及び工事施行者が環境政策課に対し区画図面を請求する場合は、原則メールか Fax（任意様式）で行うものとする。
- 2 環境政策課は、前項の請求を受理してから、原則 3 日以内（土日祝除く。）に回答するものとする（即時回答はできない。）。
- 3 前項の回答は区画図面のみとし、墓地使用者についての個人情報等は回答できない。

### 第13条 行為の禁止事項の補足について

条例第24条第1項第5号に定める墓地の維持管理に支障を来す行為を次のとおり補足する。

- (1) 職員、墓地管理人、使用者、墓参者、その他市営墓地関係者（以下「職員等」という。）に対し、暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- (2) 正当な理由もなく、職員等に面会を強要する行為
- (3) 乱暴な言動により職員等に身の安全の不安を抱かせる行為
- (4) 乱暴な言動により職員及び墓地管理人の市営墓地業務遂行に不安を抱かせる行為
- (5) 職員等に法令、条例等違反を強要する行為
- (6) 職員等に必要な業務を行わせないように強要する行為
- (7) 市営墓地内での工事許可を得た業者、使用者から工事許可の必要のない業務を委託された業者及び環境政策課から委託された業務を行う業者に対し、その業務を妨害する行為
- (8) 職員等に、提案、要望、質問、要求、主張等を執拗に繰り返し、市営墓地の業務遂行に支障を生じさせる行為
- (9) 職員等に対し、緊急性のない現地確認依頼を即時実施するよう強要する行為。  
また、同上の行為を執拗に繰り返す行為
- (10) 環境政策課、使用者及び使用者の親族等から許可を得ず、墓石内の納骨室を開ける行為
- (11) 市営墓地内において、墓石の新設、修繕、撤去等の工事を検討している者又は当該工事検討区画の隣接する区画の使用人及び使用人の親族等に対し、乱暴な言動等により、業者選定等について、個人の契約の自由を侵害する行為又は職員等に個人の意思決定を侵害させる行為
- (12) 職員が、使用者又は許可申請者に必要な事項について、確認や問合せすることを妨害する行為
- (13) その他不当要求等行為と判断せざるを得ないような、市営墓地運営上著しい支障を来す受忍限度を超える行為

### 第14条 恒常的不当要求行為者への対応について

市が恒常的不当要求行為者と定めた期間においては、その者からの意見及び要望については、指定された窓口でのみ、受け付けるものとする。

### 第15条 その他墓埋法、条例、規則、ガイドライン等に定められていない事項等

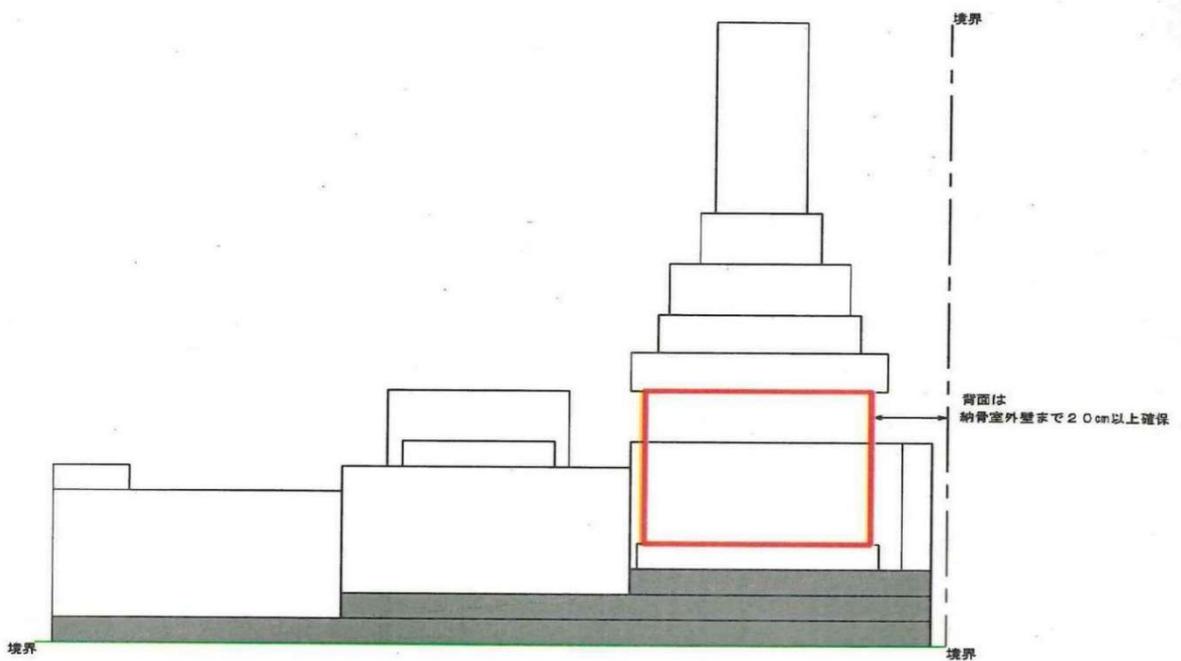
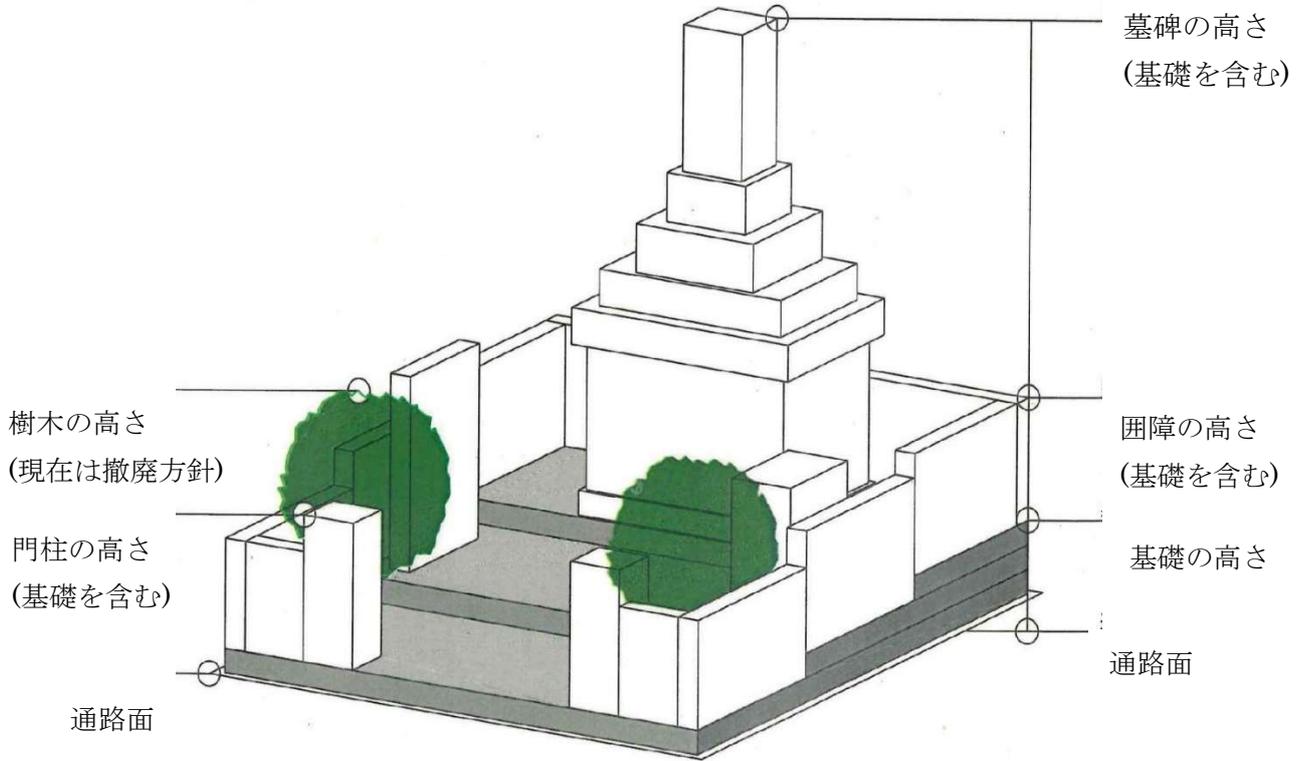
墓埋法、条例、規則及びこのガイドライン等に定められていない事項については、その都度、職員の指示を求めること。

附 則

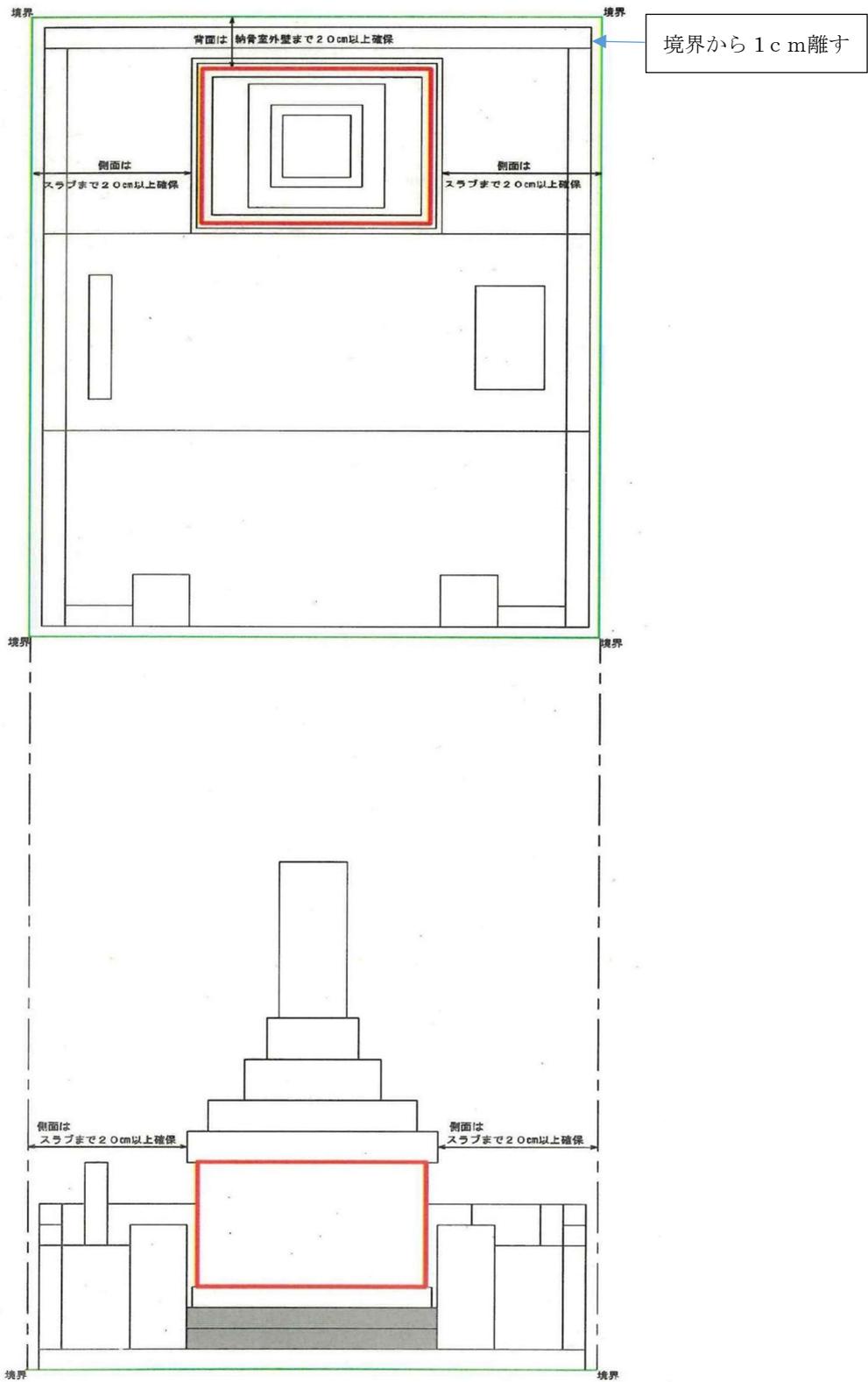
このガイドラインは、令和4年1月1日から施行する。

別紙 1

【墓碑等の建立制限（第7条関係）】



※境界から20cm以内は囲障・門柱以外は設置できません。



別紙2

【報告書様式（第8・9条関係）】

年 月 日

## 市営墓地報告書

都城市長 宛て

報告者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

墓地の名称及び区画	
報告表題	
報告内容	

※別途状況の分かる写真を添付してください。

別紙3

【通路の制限（第10条関係）】

